

静岡県ふじのくにジュニア防災士に関する知事認証認定要領

(目的)

第1条 地域防災力の向上を図るため、次代を担う若年世代への防災啓発の重要性から、静岡県ふじのくにジュニア防災士（以下「ふじのくにジュニア防災士」という）養成講座を実施し、防災意識の向上のため、ふじのくにジュニア防災士の知事認証を設ける。

(認定)

第2条 ふじのくにジュニア防災士とは、地震や風水害等の災害から自らの命を守り、家庭の防災リーダーとなることができる県内の小学校4年生から高校生までの者であり、かつ、将来において地域の防災活動に参加する地域防災リーダーとなることが期待される者をいう。県は、静岡県ふじのくにジュニア防災士運用マニュアル（以下「マニュアル」という。）に定めるふじのくにジュニア防災士養成講座を修了し、かつ、県にレポートを提出した者をふじのくにジュニア防災士として認定し、マニュアルに定める認定証を交付する。

(認証の再交付)

第3条 県は、認定証の交付を受けた者から、マニュアルに基づく様式による再交付の申出があった場合は、認定証の再交付をする。ただし、認定証の再交付の期限は高等学校修了までとする。

(認定者名簿)

第4条 県は、第2条に定める認定を受けた者について、マニュアルに基づく様式により、ふじのくにジュニア防災士認定者名簿を作成し管理する。

(その他)

第5条 この要領及びマニュアルに定めのない事項については、危機情報課長が定める。

附則

この要領は令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は令和7年4月1日から施行する。